

# 建設工事における技術者及び現場代理人の取扱いについて

令和7年2月

岳南排水路管理組合が発注する建設工事においては、建設業法及び工事執行規則に定める技術者及び現場代理人を次のように配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。

## 1 技術者の取扱いについて

岳南排水路管理組合が発注する建設工事においては、主任技術者等の配置を次のように取扱います。

### 主任技術者

130万円以上の専任を要しない工事（請負金額（税込）4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）の工事）では、同一の主任技術者は3件まで兼任することができます。また、主任技術者は、直接的な雇用関係にあることが要件です。

### 監理技術者

下請契約の請負金額の合計（下請総額）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる工事は、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

また、監理技術者は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることが要件です。

### 主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任

請負金額（税込）が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事）及び低入札価格調査の対象となった工事では、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければなりません。ただし、以下の専任特例1号または専任特例2号のすべての条件を満たす場合は、2つの工事現場まで兼務することができます。なお、専任特例2号は、監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外です。

#### （1）条件

##### 専任特例1号の場合

- ・請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- ・工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・各建設工事の下請次数が3次までであること。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の実務経験を1年以上有する者）を配置すること。
- ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。
- ・人員の配置を示す計画書を作成し、現場に備え置く及び保存すること。
- ・工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置すること。

##### 専任特例2号の場合

- ・監理技術者の職務を補佐する者として監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ・監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、②に限ります。
  - ①請け負った建設工事の種類の主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。
  - ②請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

## （2）手続き

監理技術者等の兼任の届出をする場合は、制限付き一般競争入札は事後審査書類提出時、指名競争入札は契約時に、「監理技術者兼任届出書（様式第4号）」（届出書の様式は岳南排水路管理組合ホームページの各種様式>建設工事関係書式を参照）を総務課業務係に提出してください。

## （3）留意点

「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても専任特例1号の全ての要件を満たすこと。

同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできません。

専任の主任技術者、専任の監理技術者、監理技術者補佐は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることが要件です。

### 専任の主任技術者

専任を要する工事（請負金額（税込）4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事）及び低入札価格調査の対象となった工事では、同一の主任技術者は原則として兼任することができません。ただし、以下の条件をすべて満たし、監督員が認めた場合には、2件まで兼任することができます。

## （1）条件

- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。）。
- ・工事現場の相互間隔が直線距離で10km程度の近接した場所であること。
- ・主任技術者の兼任を認めないとされた工事でないこと。
- ・監理技術者の配置を求められる工事でないこと。
- ・過去2ヵ年度又は本年度に富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・過去2ヵ年度又は本年度に完成した岳南排水路管理組合発注工事において、工事成績評点64点以下の工事がないこと。

## （2）手続き

専任の主任技術者の兼任の届出をする場合は、制限付き一般競争入札は事後審査書類提出時、指名競争入札は契約時に、「専任の主任技術者兼任届出書（様式第1号）」（届出書の様式は岳南排水路管理組合ホームページの各種様式>建設工事関係書式を参照）を総務課業務係に提出してください。なお、総務課業務係へ提出する前に兼任する工事の担当監督員の確認が必要です。

## （3）留意点

- ・同一の主任技術者を配置することができる工事の数は、専任を要する工事を含む場合は、専任を要しない工事を含めて2件までとします。
- ・主任技術者は、受注者と直接的雇用関係があることが要件です。主任技術者の契約後の変更は原則として認めません。ただし、要件を満たすと認められた場合には交代することができまます。主任技術者を兼任配置する場合も同様です。また、専任の主任技術者は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることが要件です。
- ・専任の主任技術者の兼任が認められない場合は、別の主任技術者を配置する必要があります。
- ・専任の監理技術者については、適用されません。

## 営業所技術者等

岳南排水路管理組合が発注する建設工事において、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は営業所に常勤して専らその職務に従事しなければなりません。しかし、以下の条件をすべて満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を1件兼ねることができます。

### （1）条件

#### 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある場合

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
- ・営業所から工事現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ・各建設工事の下請次数が3次までであること。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する連絡員）を配置すること。
- ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。
- ・人員の配置を示す計画書を作成し、現場に措置及び保存すること。
- ・工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置すること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

#### 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない場合

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・工事現場と営業所が近接していること。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### （2）手続き

営業所技術者等が主任技術者となる届出をする場合は、制限付き一般競争入札は事後審査書類提出時、指名競争入札は契約時に、「建設工事現場で主任技術者となる届出（様式第2号）」（届出書の様式は岳南排水路管理組合ホームページの各種様式>建設工事関係書式を参照）を総務課業務係に提出してください。

### （3）留意点

営業所技術者等は次の者を兼任することはできません。

- ・現場代理人

## 2 現場代理人の取扱いについて

現場代理人は、契約の履行に関し工事現場に常駐してその運営及び取締りを行うほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理します。

岳南排水路管理組合が発注する建設工事においては、現場代理人の配置を次のように取扱います。

ただし、岳南排水路管理組合発注工事と岳南排水路管理組合以外の機関の発注工事で現場代理人を兼任する場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、岳南排水路管理組合以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに留意してください。

### 現場代理人

130万円以上の建設工事においては、現場代理人を工事現場に常駐することを義務づけています。ただし、以下の条件をすべて満たした場合には、3件まで兼任することができます。

#### (1) 条件

- ・予定価格（税込）4,500万円未満の工事（建築一式工事は9,000万円未満）であること。
- ・現場代理人の兼任を認めないとされた工事でないこと。
- ・工事現場の相互間隔が直線距離で10km程度の近接した場所であること。
- ・過去2ヵ年度又は本年度に富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・過去2ヵ年度又は本年度に完成した岳南排水路管理組合発注工事において、工事成績評点64点以下の工事がないこと。

#### (2) 手続き

- ・制限付き一般競争入札は事後審査書類提出時、指名競争入札は契約時に、「現場代理人の兼任届出書（様式第3号）」（届出書の様式は岳南排水路管理組合ホームページの各種様式>建設工事関係書式を参照）を総務課業務係に提出してください。
- ・岳南排水路管理組合発注工事と岳南排水路管理組合以外の機関の発注工事と兼任しようとする場合は、「岳南排水路管理組合以外の発注者が兼任を承認したことをあきらかな書類（打合せ記録等）」の写し及び「工事請負契約書の写し（工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所）を添付又は後日提出してください。

#### (3) 留意点

- ・発注者及び工事現場との連絡が確実な体制をとり、現場管理の不徹底に起因する事故等が起きないよう適切な運営及び取締り、安全管理を行ってください。
- ・現場代理人は、作業が行われている現場を不在にするときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定め現場の運営及び取締りを行わせてください。
- ・現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保してください。
- ・現場代理人は、受注者と直接的雇用関係があることが要件です。現場代理人の契約後の変更は原則として認めません。ただし、要件を満たすと認められた場合には交代することができまます。現場代理人を兼任配置する場合も同様です。

### 3 主任技術者及び現場代理人の配置要件について

主任技術者と現場代理人を兼務する場合や、複数の工事を兼任する場合、配置できる工事は最大3件までとなります。配置の取扱いについては、以下を参照ください。

〔※以下の表のAは1名の者を、工事の数字1、2、3はそれぞれ個別の工事を、丸数字①、②、③は現場代理人の兼任可能な工事を、専任1、専任2は専任を要する工事を表します。〕

(1) 工事1件の現場代理人となる者は、その工事の主任技術者を兼務することができる。

工事	1
主任技術者	A
現場代理人	A

工事	①
主任技術者	A
現場代理人	A

工事	専任1
主任技術者	A
現場代理人	A

(2) 現場代理人の兼任が可能ではない工事の現場代理人となる者は、その工事1件の主任技術者を兼務することはできるが、他の工事の現場代理人や主任技術者となることはできない。

工事	1	②
主任技術者		×
現場代理人	A	×

工事	1	②
主任技術者	A	×
現場代理人	A	×

(3) 1名の者は、現場代理人であれば現場代理人の兼任可能な工事3件まで、主任技術者であれば工事3件までに配置することができる。

工事	①	②	③
現場代理人	A	A	A

工事	1	2	3
主任技術者	A	A	A

(4) 現場代理人の兼任可能な工事1件の現場代理人と主任技術者を兼務する者は、別の工事2件までの主任技術者になることができる。

工事	①	2
主任技術者	A	A
現場代理人	A	

工事	①	2	3
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A		

(5) 現場代理人の兼任可能な工事1件の現場代理人となる者は、その工事の主任技術者を兼務していない場合でも、別の工事2件までの主任技術者にしかなることはできない。

工事	①	2
主任技術者		A
現場代理人	A	

工事	①	2	3	4
主任技術者		A	A	×
現場代理人	A			

(6) 現場代理人の兼任可能な工事3件の現場代理人を兼任する者は、その工事3件までの主任技術者を兼務することができる。

工事	①	②	③
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	A

(7) 現場代理人の兼任可能な工事2件の現場代理人を兼任する者が、現場代理人と主任技術者を兼務している工事が1件の場合や、主任技術者を兼務していない場合には、別の工事1件までの主任技術者になることができる。

工事	①	②	3
主任技術者	A		A
現場代理人	A	A	

工事	①	②	3
主任技術者			A
現場代理人	A	A	

(8) 本体工事における現場代理人が随意契約工事の現場代理人になる場合や、本体工事における主任技術者が随意契約工事の主任技術者になる場合には、本体工事と併せて1件の工事の現場代理人や主任技術者とみなす。ただし、本体工事と随意契約工事の合計金額が専任の主任技術者となる要件になった場合は、他の工事に配置することはできない（ただし、兼任を認められた場合を除く。）。

工事	1本体	1随意
現場代理人	A	A

工事	1本体	1随意	2	3
主任技術者	A	A	A	A

(9) 合併入札にあっては、本体工事における現場代理人が関連工事の現場代理人になる場合や、本体工事における主任技術者が関連工事の主任技術者になる場合には、本体工事と併せて1件の工事の現場代理人や主任技術者とみなす。ただし、本体工事と関連工事の合計金額が専任の主任技術者となる要件になった場合は、他の工事に配置することはできない（ただし、兼任を認められた場合を除く。）。

工事	1本体	1関連
現場代理人	A	A

工事	1本体	1関連	2	3
主任技術者	A	A	A	A

(10) 専任の主任技術者は、兼任の要件をすべて満たしている工事について、兼任の申出を行い、認められたときは他の工事1件の主任技術者になることができる。

工事	専任1	専任2	③
主任技術者	A	A	×

工事	専任1	2	③
主任技術者	A	A	×

工事	1本体	1随意	専任2
主任技術者	A	A	A

専任1

工事	1本体	1随意	2
主任技術者	A	A	A

専任1

工事	1本体	1関連	専任2
主任技術者	A	A	A

専任1

工事	1本体	1関連	2
主任技術者	A	A	A

専任1

(1 1) 専任の主任技術者は、兼任の申出が認められたときに限り、他の現場代理人の兼任可能な工事 1 件の主任技術者と現場代理人を兼務することができるが、兼任の認められない工事の現場代理人になることはできない。

工事	専任 1	②
主任技術者	A	A
現場代理人		A

工事	専任 1	2
主任技術者	A	A
現場代理人		×

(1 2) 専任の主任技術者は、兼任の申出が認められたときでも、主任技術者及び現場代理人になることができるのは他の工事 1 件までである。

工事	専任 1	専任 2	③
主任技術者	A	A	×
現場代理人			×

工事	専任 1	②	③
主任技術者	A		×
現場代理人		A	×

(1 3) 現場代理人の兼任可能な工事の現場代理人や現場代理人の兼任可能な工事の現場代理人と主任技術者を兼務する者は、兼任の申出が認められたときに限り、他の工事 1 件の専任の主任技術者となることができる。

工事	①	専任 2	③
主任技術者		A	×
現場代理人	A	×	×

工事	①	専任 2	③
主任技術者	A	A	×
現場代理人	A	×	×

※ なお、届出に虚偽若しくは施工体制に不備等があった場合は、兼任を取消し、工事成績評定へ反映させ、指名停止や契約解除等の措置をとることがありますので取扱いには注意してください。

#### 4 技術者等の専任及び配置の時期について

技術者等の専任及び配置が必要な期間は、契約工期を基本とし、工事完成届が受理された翌日から専任及び配置を解除できます。